業務委託契約書

入 収 印 紙 1. 委託業務の名称 _____ 2. 履 行 期 限 3. 業 務 委 託 料_____ 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 円) 4. 契 約 保 証 金 上記の委託業務について、発注者 一 宮 町 と とは、別添の条項によって委託契約を締結 受注者 し、信義に従ってこれを履行するものとする。 この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、 各自1通を保有する。 年 月 日 住 所 千葉県長生郡一宮町一宮2457 発注者 長生郡一宮町 氏 名 町 長 馬淵 昌 也 印 住 所

印

受注者

氏 名

(総則)

- 第1条 受注者は、別冊「仕様書」に基づき、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって頭書の履行期限(以下「履行期限」という。)までに頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。
- 2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(業務主任技術者)

第2条 受注者は、業務履行について技術上の管理をつかさどる業務主任技者 (当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者。)を定め、発注者に通知する ものとする。

(業務工程表)

- 第3条 受注者は、契約締結の際業務工程表を作成し、発注者に提出しなけばならない。
- 2 発注者は、業務工程表を遅滞なく審査し、不適当と認められる場合は受注 者と協議するものとする。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の1 0分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、 受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、 又は承継してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこ の限りではない。

2 発注者は、この契約の成果(以下「成果品」という。)を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第6条 受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。 ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

(監督職員)

- 第7条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく 発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任した もののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の業務主任技術者に対する業務に関する指示
- (2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務主任技術者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(委託業務の調査等)

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況に つき調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

- 第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。
- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(期限の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期限 までに委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発 注者に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができ る。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定める。 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期限を延長しなければならない。発注者は、その履行期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害のため必要を生じた経費の負担)

第11条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(履行遅延の場合における延滞金)

- 第12条 受注者の責めに帰する理由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は延滞金を徴収して履行期限を延長することができる。
- 2 前項の延滞金は、業務委託料に対して延長日数に応じ、この契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(以下、「支払遅延防止法の率」という。)を乗じて計算した金額とする。
- 3 発注者の責めに帰する理由により第14条の規定による業務委託料の支払 が遅れた場合には、遅延の日数に応じ、受注者は、未受領金額にこの契約の 締結の日における支払遅延防止法の率の割合で遅滞利息の支払を発注者に請 求することができる。

(検査及び引渡し)

- 第13条 受注者は、委託業務を完了したときは遅滞なく発注者に対して業務 完了報告書を提出しなければならない。
- 2 発注者は前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、 受注者は遅滞なく当該補正を行い発注者に補正完了の届を提出して再検査を 受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。
- 4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは遅滞なく当該成果品を発注者に 引渡すものとする。

(委託料の支払)

- 第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の支払請求があったときはその日から30日以内に支払わなければならない。

(部分払)

第15条 委託業務の一部が完了し、かつ、可分のものであるときは委託業務の出来形部分に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、 次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は業務期間中()回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る 委託の完了部分の確認を発注者に求めなければならない。この場合において は、発注者は遅滞なくその確認を行い、その結果を受注者に通知しなければ ならない。
- 3 受注者は、第2項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払 を請求することができる。この場合においては、発注者は当該請求のあった 日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 4 前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額からすでに部分払の対象となった業務委託代金額を控除した額」とするものとする。

(瑕疵担保)

- 第16条 発注者は、成果物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間 を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損 害の賠償を請求することができる。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第13条第4項の規 定による引渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。ただし、 その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を 行うことのできる期間は10年とする。
- 3 発注者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定は、成果物の瑕疵が設計図書の記載内容、発注者の指示又は 貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者 がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを 通知しなかったときは、この限りでない。

(談合その他不正行為に係る解除)

- 第17条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当 したときは、次条の規定にかかわらずこの契約を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第66条の規定による審決を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)。
 - (3) 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が

刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

- 2 受注者が協同組合及び共同企業体(以下「協同組合等」という。)である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 受注者は、前2項の規定によりこの契約が解除された場合は違約金として、 業務委託料の10分の1に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わ なければならない。
- 4 発注者は、第1項の規定により契約を解除したときは、業務の出来形部分が可分のものである場合は検査の上当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

- 第17条の2 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に該当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項 に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分に つき賠償を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(発注者の解除権)

- 第18条 発注者は、受注者が次の各号の一つに該当するときは、契約を解除 することができる。
 - (1) その責めに帰すべき理由により期間内又は期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する

法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を 供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若 しくは関与していると認められるとき。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ホ 役員等が業務に関し、相手方が暴力団又は暴力団員であることを知り ながら、継続的に物品の購入や労働の供給又は派遣を受けるなど、不当 に利用していると認められるとき。
- へ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が(イ)から(ホ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する者を再委託契約その 他の契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約 の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除した時は、業務の出来形部分が可分のものである場合は、検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡を受けるものとし、当該引渡を受けた出来形部分に相応する委託料を受注者に支払わなければならない。

(業務妨害又は不当要求に対する措置)

第19条 受注者は、委託業務の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければ ならない。

暴力団等(暴力団対策法第2条に規定するものをいう。)から工事妨害又は 不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報 告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第20条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、一宮町建設工事請負業 者指名停止措置要領の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者 の再委託業者が報告を怠った場合も同様とする。

(違約金)

第21条 第18条第1項により発注者が契約を解除したときは、受注者は、 業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限 までに納付しなければならない。

(秘密の保持等)

第22条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、成果品(受託業務の履行過程において得られた記録等を含む。) を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承 諾を得たときはこの限りでない。

(法令遵守)

第23条 受注者は、業務の実施に当たり、関係諸法令を遵守しなければならない。

(補則)

第24条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項 については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。